

第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年6月9日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(18名)	1番 山下 昇委員	2番 長谷川誠一委員	3番 山本 正義委員	4番 山本 寿孝委員
	5番 中村 博委員	6番 徳岡 正裕委員	7番 長 延行委員	
	9番 山下 正則委員	10番 山田 直人委員	11番 倉本 哲男委員	12番 酒井富士夫委員
		14番 今市 満久委員	15番 土井 繁美委員	16番 山下 和子委員
	17番 藤井 亮子委員	18番 木下 善議委員	19番 佐々木素子委員	20番 河井 勝重委員
欠席委員(1名)	13番 音田 嘉則委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第10号議案 非農地の現況証明について 第11号議案 農用地利用集積計画の決定について 第12号議案 農用地利用配分計画の策定について 第13号議案 農業振興地域整備計画の変更について 第14号議案 農地利用集積円滑化事業規程の決定について			
報告事項	第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 3 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員の現員数 19 名に対して、ただいまの出席委員は 18 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。会長おねがいします。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略）</p>
3 議事 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	委員 議長	<p>早速でございますが、2 番議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方でご指名させて頂いてよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>全委員 異議なし</p> <p>それではその様にさせていただきます。1 番 山下昇委員、3 番山本正義委員両名の方、一つよろしくお願ひします。</p>
	事務局	<p>それでは 3 番議事に入ります。議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」お諮りいをたします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は白石●●、譲渡人は白石●●、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 59 アールです。土地の所在 大字 白石——、地目は台帳 田、現況 畑、利用状況 畑、面積 1,112 m² です。</p> <p>番号 2 譲受人は倉吉市米田町●●、譲渡人は下浅津●●、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 226 アールです。土地の所在 大字 下浅津——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 429 m² です。</p> <p>番号 1、2 とも、隣接する農地の地権者に所有権を移転するものです。申請者からの説明は特にありませんでしたけれども、譲渡人が所有する農地の管理が困難になったため、隣接耕作者に所有権移転するものと推察されます。以上、申請につきましても、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p>

議案第9号	議長	説明が終わりましたので、1番2番一括して皆さんの質疑を受けたいと思います。皆さんの方から質疑はございますか。
	河井委員	ちょっと聞きたいんですけども。
	議長	はい、河井委員どうぞ発言してください。
	河井委員	あの、質疑じゃないんですけど。この2番。売買になっているんですけども、大体现状今、場所によってですけども、単価はどれくらい。まあ個人情報ということもあるし、大体。皆さんそれを聞きたいと思うんですわ。部落によって色々あるんですけどもね。この場合どれくらいのものかな、大まかなところ分かりませんか。
	議長	事務局その辺のところを。
	事務局	今回の件については金額が入っておりますのでお答えさせていただきますと、10アール当たりの金額として——万ということになっております。で、町内全体の取引関係を見ますと、概ね田んぼも畑も1,000㎡、1反当り——万を上回る状況にないですね。それ以下の状況がほとんどの様に見受けられます。ただ宅地見合いと言うような、特殊事情というのは除外しての話です。農地を農地とするしか無い様な場所につきましては、そういった状況にあります。
	議長	河井委員よろしいですか。
	河井委員	はい。
	議長	えっと、今市委員何かありますか。
	今市委員	いえいえ。
議長	申し上げますが、この職務上ですね、知り得る事柄につきましては守秘義務がございますので、とりあえずはお聞きいただいて結構ですけども、守秘義務を励行していただきたいと思います。そう致しますと、その他に質疑は無い様でございますので、これで質疑を終結いたします。そう致しますと採決を行います。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願いいたします。 (全員賛成) 全員の方が賛成でございますので、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり認めることといたします。 続きまして議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議いたします。説	

<p>農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>明をお願いします。</p> <p>議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は3-1頁から3-5頁及び別添資料</p> <p>番号1 土地の所在 湯梨浜町大字田後——の一部 ほか1筆、現況地目 畑、転用面積は983㎡、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、建売住宅、建築面積 146.58㎡、譲受人 中興寺(有)●●、譲渡人 田後●●、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は2種農地、区分決定根拠は 住宅等が連担する区域に近接する区域内で、許可根拠規定は 集落接続です。都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。用地につきましては、田後——の一部1,769㎡の内965㎡、及び田後——、18㎡です。事業内容は、建築面積48.86㎡の一般個人住宅が3棟、駐車場 各2台、6m幅の場内道路が39mです。農業振興地域整備計画において農振農用地除外済み、土地改良区の意見書は添付されています。</p> <p>譲受人は、建築業と宅地建物取引業を営んでおります。申請地の近隣は住宅地であり、学校・保育園、こども園ですけれども・役場からも車で2,3分の場所にあつて住宅の環境に適しており、移住定住者への支援対策など、地元への寄与を考えて計画したものであるという事です。雨水は新設する道路の水路により、県道の排水側溝へ放流するため、隣接農地への土砂の流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害もありません。よって、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではなく、農地法第5条第2項各号該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。この案件につきましては現地に出向いて確認を行っております。現地確認を代表致しまして、徳岡委員報告をお願い致します。</p>
	<p>徳岡委員</p>	<p>では報告させていただきます。今日1時半から会長と職務代理、それから委員で言いますと山本委員と中村委員、私と事務局2名で現地に行つて参りました。今事務局の方から詳しく説明がありましたが、田後団地の入り口の一部でありまして、平成24年度からもう既に地上げががしてありまして。初めは田んぼだったところを畑に変えて、果樹を植えておられたらしいですけども枯れたということらしいです。それで現地を見ましたが、ほんとに広い土地で真砂土できれいに</p>

<p>議案第 10 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長</p>	<p>整備してありました。これ以上、農地法第 5 条の規定には許可相当として、私たちは判断をしたわけでありませうけれども、残された、この大きな土地の一部として、残された土地の農地をですね、活用することをお願いしたいなあとということにしまして、許可せざるを得ないなというところで判断を致しているところでございます。以上です。</p> <p>はい、事務局の説明、そして現地確認の委員からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑はありませんか。質疑が無い様でございますので、それでは質疑はこれで終了します。採決を行います。議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、本案件につきましては認めることと決定を致します。この案件は鳥取県知事の方へ進達を致します。</p>
	<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第 10 号「非農地の現況証明について」を審議いたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 10 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>資料は 4-1 頁と 4-2 頁、及び別添資料</p> <p>番号 1 土地の所在 湯梨浜町大字田後——、地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 18 m²、同じく 字 大工給 600-1、地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 306 m²、申請人 埼玉県ふじみ野市●●と千葉県市川市●●の共有名義で、持分は各 2 分の 1 です。昭和 50 年代から耕作しておらず、宅地の一部、庭として利用しているものです。</p> <p>資料は 4-3 頁と 4-4 頁、及び別添資料</p> <p>番号 2 土地の所在 湯梨浜町大字水下一——、地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 61 m²、申請人 水下一●●と水下一●●の共有名義で、持分は各 2 分の 1。昭和 43 年に鉄工所建物敷地となり、現在に至るものです。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>それでは説明が終わりました。この案件につきましても、非農地証明のこの 2 つの案件につき</p>

議案第 11 号	徳岡委員	<p>ましても現地に出向いて確認を行っております。代表いたしまして徳岡委員、報告をお願いします。</p> <p>はい、では報告させていただきます。今事務局の方から詳しく説明がありましたので、まず皆さん、私たちは現地を見ましたけども、別添資料の 3 頁を見ていただいたら判ると思いますけども、三角の土地なんですけども。地目は、田後の分ですが、地目畑と畑になっている訳なんですけども、昭和 50 年代からもう既に宅地造成で地上げをしちゃってありまして。行って見ましたけれども原野になっておりまして、空き家状態であります。写真を見ていただきますと林になっている所なんですけども、中に入ってみたんですけども地目が台帳とは全然変わってしまっていて宅地の一部になっていまして。今更という訳ではないんですけども、申請人さんの方が非農地の現況証明ということで、非農地相当として判断させていただきました。次の 2 番の方の水下の件なんですけども。これも写真を見ていただければ判ると思いますが、台帳地目では田になっておりますが、写真では畑にしてありまして。アスパラが植わっているところの一部をですね、昭和 43 年に鉄工所の工場として、倉庫として、建物が出来上がっちゃっていまして。分筆をしてですね、現況に合わせたという様な状況でありますので、これも非農地として、非農地相当として、建物が建っちゃっていますので判断をさせていただきます。以上です。</p>
	議長	<p>はい、ご苦労様でした、ありがとうございました。えー、こう云う風にですね。皆さん手元を持っておられる別添資料の写真をご覧になっていただいておりますけども、このように現地の写真を取る様に致しましてから、この非農地判断、それから 5 条申請・4 条申請も一緒でございますが、皆さん方判断がし易くなったんではないかと思っております。それでは、事務局の説明、それから現地確認者の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。何でも結構でございますよ。それでは無いようでございますので、質疑を終結致します。それではお諮りを致します。採決を致します。議案第 10 号「非農地の現況証明について」申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 10 号「非農地の現況証明」につきましては原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮り致します。説明をお</p>

<p>農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>願います。</p> <p>議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 29 年 6 月 15 日です。</p> <p>資料は 5-1 頁から 5-3 頁</p> <p>次に利用集積計画総括表です。関係戸数は 借り人 8 、貸し人 18 です。利用権の設定期間はこちらの表のとおりです。設定作物等面積は、水田として利用が 15,870 m²、転作田として利用が 14,234 m²、樹園地として利用が 1,302 m²、利用権設定面積率は 0.225%です。</p> <p>特筆すべき内容として 2 件ありまして、まず整理番号 3 です。対象の農地については未相続農地で、3 年の使用貸借契約の途中ですけれども、地権者が長期間の契約を望まれており、現在相続の手続き中だそうですが、相続人全員の方の同意を得て契約期間の変更を行うものです。それから整理番号 4 です。期間が今年の 12 月末までとなっていますが、これは収穫後にぶどうの木の状態を見て、貸人借り人双方で協議して、次にどうするかを決めるとのことにしておられる様でして短期の契約となっております。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、皆さん各筆明細をご覧くださいまして、聞いてみたいことがございましたら挙手のうえ発言をお願い致します。それでは暫く時間を取らせていただきます。皆さんよろしいですか。それでは採決を行います。</p> <p>ちょっと聞いてみます。</p> <p>河井委員どうぞ発言してください。</p> <p>6 番からずっと下ですね、枝豆ということになっていて、現況は田んぼということになってる。事務局説明を。</p> <p>この●●という鳥取の業者なんですけれども、枝豆を作る業者です。この度の利用権設定を行います場所は、北溟中学校の北側で天神川縁のハウス団地の転作田になっている所ですね。ですので地目は田んぼなんですけれども現状は畑地になっている所でございます。</p> <p>判りました。</p> <p>はい、それではもう一度お尋ねしますけれども、皆さんの方からお尋ねはございませんか。良いですか。それでは採決を行います。議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」申請</p>
	<p>議長</p>	
	<p>河井委員</p>	
	<p>議長</p>	
	<p>河井委員</p>	
	<p>議長</p>	
	<p>事務局</p>	
	<p>河井委員</p>	
	<p>議長</p>	

<p>議案第 12 号 農用地利用配分計画の策定 について</p>	<p>事務局</p>	<p>どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方でございますので、議案第 11 号は原案どおり決定ということに致します。</p> <p>続きまして議案第 12 号「農用地利用配分計画の策定について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>はい、議案第 12 号です。「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>農用地利用配分計画(案)をご覧ください。まず整理番号 1 から 3、権利の設定を受ける者、藤津 合同会社●●、権利を設定する農用地はご覧のとおりで、面積の合計は 4,337 m²、契約期間は H29.6.15 から H33.12.31 までの 5 年、無償の使用貸借です。それから整理番号 4、権利の設定を受ける者、田後 株式会社●●、権利を設定する農用地はご覧のとおりで、面積の合計は 1,356 m²、契約期間は H29.6.15 から H30.12.31 までの 2 年、無償の使用貸借です。続きまして整理番号 5 から 13 ですが、権利の設定を受ける者、宇野●●、権利を設定する農用地はご覧のとおりで、面積の合計は 9,800 m²、契約期間は H29.6.15 から H36.12.31 までの 8 年、無償の使用貸借です。整理番号 14 から 20、権利の設定を受ける者、倉吉市 株式会社●●、権利を設定する農用地はご覧のとおりで認定面積の合計は 9,028 m²、契約期間は整理番号 14 と 15 は H29.6.15 から H37.12.31 までの 9 年、整理番号 16 は H29.6.15 から H31.12.31 までの 3 年、整理番号 17 から 20 は H29.6.15 から H36.12.31 までの 8 年で、すべて無償の使用貸借となっております。以上です。</p> <p>はい、説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。ございましたら挙手をお願い致します。ございませんか。無いようでございますので、それでは採決を行います。議案第 12 号「農用地利用配分計画の策定について」原案どおり認めることに異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>よろしいですか。それでは全員の方が賛成でございますので、議案第 12 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案どおりこれを認めることといたします。</p>
	<p>議長</p>	

議案第 13 号
農業振興地域整備計画の変
更について

事務局

続きまして議案第 13 号「農業振興地域整備計画の変更について」を審議いたします。それでは説明をお願いします。

議案第 13 号「農業振興地域整備計画の変更について」説明します。次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により農業振興地域整備計画が変更されたので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、本委員会の意見を求めるものです。

資料は、別冊資料 1「農業振興地域整備計画書」及び資料 1-1 の「農業振興地域整備計画の変更について」

まず、資料 1-1 をご覧ください。こちらは先日行われました町の農業振興審議会の資料ですが、初めのページの 1~3 につきましては「農業振興地域整備計画」とはどういうものかという説明です。ページの下側 4 と次のページの 5 が計画を変更するに至った経過で、その変更内容は 6 の「計画変更の方針」の (2) が主な変更の概要ということになります。頁中段の表は湯梨浜町の総面積を基にした区分の面積で、農用地とありますのは、農振農用地と除外地を合計した面積です。下の表「農用地区域の現況地目別面積」は農振農用地だけを取り出した面積です。次の頁の上 4 行に説明がありますが、この表の「変更前」はいわゆる裏地番で集計されていて、町全域の農地から除外地を除いた面積を区分しているのに対し、「変更後」は表地番、農振農用地の面積を集計し、区分しています。次に、資料 1「農業振興地域整備計画書（案）」が成果物であります。農業委員の皆さんにご協力いただき、出来上がった農振農用地の見直し案に、県との事前協議の結果と、町の農業振興審議会で出された意見を元に、再度検討した結果を反映したものであるということで、産業振興課の担当の三島係長から説明を受けています。

計画の具体的な変更点としては、土地利用状況の現状に基づいて「農振農用地面積」の減少。それから「農業上の土地利用の方向」として、耕作放棄地の予防と遊休農地活用の具体策、若者や女性・定年退職者が就農しやすい環境づくりの推進などの他に、条件不利のために耕作放棄地となっている樹園地の山林化へと誘導することなどが、新たに盛り込まれています。

農振整備計画の見直しが、ほぼ 10 年ぶりですので、経済情勢の変動その他情勢の変化等を踏まえた計画へと変更されております。

なお、農振見直しの今後のスケジュールですが、資料 1-1 の 3 頁目に記載されており、順調に行けば 8 月中に、変更された農振整備計画が確定するという運びとなります。掻い摘んでの説明

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長 山下昇委員</p>	<p>でございますけども。基本的には整備計画というのは、これまでからの流れで来ておって。もちろん農振農用地を何処にするかという見直しを、皆さんのお知恵を借りながら変更をかけてきて。なお且つ、どういった政策を打つかということにつきましては、今般の情勢を鑑みながら先ほど申しあげました様に、遊休農地への活用の具体策ですとか若者や女性・定年退職者が就農しやすい環境づくり、或いは条件不利地の耕作放棄地の山林化への誘導という様なことが盛り込まれた計画となっております。もう1点、図面の方なんですけれども、資料1の後ろから3枚目のA3の大きな図面。こちらが新しい計画での農振農用地の区域を緑色で図示しておりますけれども、微妙に擦れたりとかで色が塗りきれてない場所もありますけれども、概ね農振農用地が町内ではこういった配置になるということでご覧いただければと思いますので、よろしくお願い致します。以上でございます。</p> <p>説明が終わりましたので、それでは皆さんの方からご意見、そういったものを伺いたいと思いますが、皆さんの方からお聞きになりたいことがございますか。この地図の見方なんかもちょうと。</p> <p>えーっと、まず今しがた説明させていただきました後ろから3枚目、緑色が付けてあるのが、こちらが農業振興地域農用地というものになります。その配置を緑色で図示しているということになります。一枚まためくっていただいた大きな図面に色々番号が振ってあるんですけども。これが、字が読めないと思うんですけども、農業生産基盤整備開発図ということで、番号付けてあるところが、これまで実施された基盤整備事業と云う風に捉えていただけたらと思います。それから一番後ろに付けてある、地区境界図ということでA-1ですとかB-〇とかC-〇とか振ってあるんですけども、この区域が実は文書の中身ですね、資料1の部分の7頁、農用地利用計画という表でA-1からC-3まで書いてある所があるんですけども、場所が何処か分かるように一番最後に図面が付いております。文章としては個々の区域の範囲ということで、こういう書き方をせざるを得ないものですから。ただ文章表現では解り辛いので、じゃあ何処の場所ですよというのを一番最後のA3の図面でA-1がここです。或いはB-4がここです。ということで図示をしてございます。よろしいでしょうか。</p> <p>どうですか皆さん。地図の見方等々、お分かりになりましたか。</p> <p>会長さん、あの。</p>
--	--	---

<p>議長 山下昇委員</p>		<p>はいどうぞ。山下委員どうぞ。</p> <p>ちょっと参考までに言わせてもらいます。この間6月の、農業委員からこの審議会の委員に3名委嘱になっておりまして。それで東郷地区から音田さん、羽合地区は山下、そして泊地区は長さん、この3名が農業委員会からの審議会委員のメンバーです。それ以外に、今日、農業委員をしておられる方で色々とダブっておられる方がありまして、羽合土地改良区からは酒井さん、そして仙津土地改良区から土井さん、それから女性団体連絡協議会からは佐々木さん。この3名さんも農業委員とさっき言いました団体の委員としてとかぶっております。その方がこのあいだ6月7日に初会合がありまして、出てこの説明を受けたんですけども、なかなか、前もって読んで来なさいという事でしたけども、厚いもんですからね。なかなかこれ全部頭に入る訳も無いですけども。色々行政機関からも来ておられまして、幾つか訂正箇所がありまして、それを反映したものが今日の資料だと思っております。更にですね。その中で会長の正副を決めなさいと云う様な事です。会長は土井さん、土井繁美さんが農振審議会の会長さんです。それで副会長が私に決まりました。そう云う様な事でございます、とりあえずまあ関連の報告をしておきます。</p>
<p>議長</p>		<p>ありがとうございます。審議会の報告も併せてしていただきました。さて皆さんの方からどうですか。よろしゅうございますか。それではまた、ご覧いただきましてですね、もしお気づきの点がございましたら。良いかいなそれで。</p>
<p>事務局</p>		<p>いえ。これは町長からの諮問に対する回答を出さなくてははいけませんので、要は良いか・悪いかの、或いは注文を付ける・付けないということの最終の判断を農業委員会に出していただく必要がございます。そういう段階のお話です。</p>
<p>議長</p>		<p>はい。と云う風な事務局からの説明でございます。いわゆるこちらの方へ諮問をいただいたと云う風な事でございます。皆さんの方からご意見はございますか。</p>
<p>長委員</p>		<p>あの。</p>
<p>議長</p>		<p>長委員どうぞ、発言してください。</p>
<p>長委員</p>		<p>このあいだの審議会ですね、僕はこの農地利用計画の中で竹林の問題。竹林がずっと繁茂してきてなかなか対策が講じられない問題と、イノシシの獣害・被害と言いますかね。そう云う事についても一言添えてくださいと言ったんですけども。</p>
<p>土井委員</p>		<p>はい。</p>

	<p>議長 土井委員 長委員 土井委員 長委員 土井委員 議長 事務局 議長 事務局</p> <p>土井委員 事務局 土井委員 議長 長委員 議長 山田委員</p>	<p>はい、土井委員どうぞ。</p> <p>11 頁に。</p> <p>11 頁に書いてあります？</p> <p>の真ん中辺。第 3 の 1 の下から 2 行目。有害についてちゃんと加味してある様です。</p> <p>11 頁の？</p> <p>第 3 の 1 の中の下から 2 行目。</p> <p>それでどういう文言で入っているかいな。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>4 番の所ですけども。第 3 農用地等の保全計画という大きな題が付いていますけれども。中ぐらいの 4 ですね、一番下の段の。森林の整備その他林業の振興との関連という項目の中、2,3 行ありますけれども。読みますと、森林の整備その他林業の振興との関連ということで、「山間部果樹園の廃園化が進行しており、梨の木や果樹棚が放置されたままの荒廃地発生が懸念されるため、果樹及び果樹棚の撤去を廃園の際には徹底するよう啓蒙を図る。また」ここからです。「また、農地や集落周辺部への竹林拡大の問題も農業者の生活環境に影響を与えているため、廃園後の農地や竹林伐採後の土地は国土保全とともに林産物振興としてシイタケの原木、薪炭等のあらゆる活用が注目されているクヌギ等の広葉樹の植林を推進する。」ということで、加味されているということです。</p> <p>有害においては、その頁の 1 の下から 2 行目ちょこっと。</p> <p>はい、そうですね。</p> <p>二日間の間に修正してある。</p> <p>えっと、長委員よろしいですか。</p> <p>はい分かりました。</p> <p>その他には。はい山田委員どうぞ発言してください。</p> <p>参考のためにお聞きするんですけど、諮問ということで、例えばここで良いんじゃないかとか結論が出るとしますよね。で、農振の今のこの図面のとおりで決まったと云う風になった場合。この前も産業振興課の方からも話がありましたし、先日日本海新聞にも出ていましたけども。道</p>
--	--	--

	<p>議長 事務局</p> <p>山田委員 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>山本寿孝委員 議長 山本寿孝委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山本寿孝委員 事務局 山本寿孝委員</p>	<p>路がパイパスから、倉吉の方へ抜ける道路が例えば付くとしますね。そういった場合にこの農振の関係というのは法的にどう云う風になるんですか。どういう流れになっているんでしょうか。</p> <p>事務局説明を。</p> <p>農振の絡みは、例えば国道なり県道なり、公の道路の場合には道路の方が優先されます。後付けで、そこは農振から外れましたよという様な形になります。</p> <p>分かりました。</p> <p>なるほど、収用法の場合にはそういう事になると。</p> <p>土地収用ができる事業ですね。強制的にでもその土地は買わせていただきますということが出来る事業に関しては、淡々と事業の方が進行したうえで、そこは農地でしたけども今は農地では無いので農振からは外れましたよ。という形になるというものでございます。</p> <p>はい、何名かの方から、今こういって意見が出ておりますが、その他皆さんの方からございますか。</p> <p>はい。</p> <p>山本寿孝委員どうぞ。</p> <p>青塗りの場所ですけども。これは各地区で決めた訳ですね。それが外れたという場所は無い訳ですか。全て、農業委員がここ農地にしようと思ったと思いますけども、そこは全て入っているということで良いかな。</p> <p>審議会の方でちょっと修正があったと言いよったな。</p> <p>審議会にかける前、ちょっとずつ出来上がった段階で、産業振興課の担当の方が中部総合とずっとやり取りを行ってまいりました。ですので、農振農用地に残しましょうと云うことで農業委員さんからお話の合った所については農用地として残っていると思うんですけども、逆に、ここは農振農用地から外しましょうと言っていた部分については、県とのやり取りの中で、いやいやそこは外していただく訳には行きませんので残してください。という様な事で、農振除外ができずに農振農用地のまま残っているという所はございます。そう云う風に聞いております。</p> <p>泊地区で言うと何処になるの。無い訳、有るの泊でも？分からん？</p> <p>分かりません。基本的には泊に限れば。</p> <p>例えば筒地の樹園地とか、農振に残ってたいりは。</p>
--	---	---

	事務局	<p>泊に限れば、若干は園の奥山の所が、農振が残っているのかなあ位ですかね。それ以外は大概残そうという所で。逆に外そうと言っても外せずに残っているのがそういう所かなど。農用地として残そうというご意見をいただいた所については、きちっと残っていると思いますので。県の方も農用地は残したい方ですから、残っていると判断をしております。</p>
	議長	<p>山本寿孝委員良いですか。</p>
	山本寿孝委員	<p>国の金の降りた所はそのまま残しておこうということ？</p>
	事務局	<p>はい。</p>
	議長	<p>いわゆる公共投資の入った所は、なかなか外せれんよということだな。</p>
	事務局	<p>そうです。</p>
	山下昇委員	<p>そういう意見がありましたからね、そういう事でした。それと今、現状作っておられる所、構造改善で宇野の方でも二次構造改善で。</p>
	山本寿孝委員	<p>その場所がもう荒廃している農地に関してはどうする訳？</p>
	事務局	<p>よろしいですか。</p>
	議長	<p>どうぞ。</p>
	事務局	<p>担当と、県とのやり取りの状況の話聞いたんですけども。基盤整備がしてあって農振農用地の所であっても再生困難な農地として分類してあれば、次回の見直しの時にそこは農振から外しましょうという事だったそうです。ですので淡々と再生が困難な農地であれば農地パトロールの時にきちっと記録を残しておけば、次の見直しの時にそう云う所は、いくら基盤整備がしてあっても外そうかと、そういう流れにどうなるようです。</p>
	土井委員	<p>はい、すみません。</p>
	議長	<p>はいどうぞ。土井委員どうぞ。</p>
	土井委員	<p>その他に、ある委員さんからは農振外してしまったら災害の時にどうなるんだ。それも考えないといけないなという事もありました。</p>
	議長	<p>なるほど。ともあれ、長谷は大変ですよ。よう知っとります。</p>
	山本正義委員	<p>ちょっと。</p>
	議長	<p>はいどうぞ。</p>
	山本正義委員	<p>山田谷はどうなります？</p>

	<p>土井委員 山本正義委員</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>長委員 議長 長委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>第1種農地です。</p> <p>だって、山田谷にパトロールに行っても、これからの。ここに理事長がおられますが、これをどの様にされるだろうと思って。</p> <p>今の事務局の説明では、この度はちょっと外す訳にはならんだろうと。だけでも次回はその辺の所も、緩めて行こうと云う風な説明だったです。その辺に期待するしかないですな。あんな荒れとる所を縛りこんでおるもんだから大変だ。所有者の人もね。組合の代表の方が大変だ。</p> <p>ちょっと補足をさせていただきます。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>山田谷、仙津土地改良区もそうなんですけども。長谷の団地につきましても、丹念に読むと実は、例えば長谷園に行くアクセス道路については、その先の農地を維持するために行く行くは整備をして行こうという形で、整備計画の方には盛り込んでございます。以前から入っていたんですけども、その部分は削除すること無く、守るべき農地という位置づけの基に整備計画が見直し後もきちんと入っておりますので、そこは町としての認識はしてあると云う風にご理解をいただければと思います。</p> <p>はい、今関連の質問をされた方々、今の事務局の説明よろしいですか。ま、これ以上は説明がちょっとできんじゃないか。ま、これも県が絡む問題でございますので。それではまた5年後、またその時に改めて見直しと云う風なことでございます。</p> <p>これはあの、よろしいですか。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>これは6月下旬からスケジュールによって公告縦覧がありますから、もしも農業委員といえども納得いかない部分があれば異議申し立てというのは出来る訳だね。</p> <p>そうですね。一個人の立場としてですね。農業委員としてはこの場で意見がまとまってしまいますから、それ以上にちょっと不満だなという事があれば、個人の立場で異議申し立てを縦覧期間の間になさっていただくという話にはなります。そのための縦覧期間でございます。</p> <p>ともあれ6月7日の審議会に出席されました方、大変ご苦勞様でございました。結構時間掛かったでしょう。よう分かります。その他にお尋ねはございますか。無い様でございます。それではこの件について審議を重ねて参りましたが、とりあえず当委員会としては、この見直し、良い</p>
--	---	---

<p>議案第 14 号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>ではないかという事で、良とさせていただいてよろしゅうございますか。異議の無い方挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方でございますので、これはその様に取り計らいをさせていただきます。</p> <p>続きまして議案第 14 号「農地利用集積円滑化事業規程の決定について」を審議いたします。それでは事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第 14 号「農地利用集積円滑化事業規程の決定について」説明します。次のとおり、鳥取中央農業協同組合から変更承認申請のあった農地利用集積円滑化事業規程について、農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 第 2 項の規定に基づき、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は資料 2 及び資料 2-1</p> <p>資料 2-1 の農地利用集積円滑化事業規程の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、変更理由に「農業委員会等に関する法律の改正に伴い、鳥取県農業会議が農業委員会ネットワーク機構」に指定されたため、所要の変更を行う」という事になっております。新旧並べて見ていただきまして、アンダーラインが引いてある所が変わった所でございます。お分かりいただけますでしょうか。名称の鳥取県農業会議とあったところを、県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「農業委員会ネットワーク機構という。」）と云う風になっている所と、33 条というところには県農業会議とありましたところを農業委員会ネットワーク機構、こう云う風に書き換えがしてございまして、後は新設として、附則の 4 番目を追加されております。この規程は各行政庁の承認を受けた日から施行するという事で、倉吉から琴浦まで何月何日承認という欄が新たに加わったものでございます。で資料の 2 の方を、ご覧をいただければ、それでどういった中身かという事になるんですけども。資料の 2 ではまず 2 頁目ですね。頁をめくっていただきましたところに第 4 条がございます。それで、アンダーラインを引いておる所がこの度変更されたものの場所ですね。それから 7 頁。第 4 章、研修事業。その中に 33 条とございまして、33 条の③、第 3 項ですけれどもそこにアンダーラインを引いております。県農業委員会ネットワーク機構、これが県農業会議というものから文言が変わったという事と、一番最後の頁にアンダーラインを引いている所が、これからそれぞれの各自治体、行政庁に承認を貰うという関係で日付空欄で承認日を入れるように欄が設けられた。こういうものでございます。以上です。</p>
--	------------	---

<p>4 報告事項 報告事項第 1 号 認定電気通信事業者が行う 中継施設等の設置に伴う農 地転用の届出について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>山下昇委員 事務局 山下職務代理 事務局</p> <p>山下職務代理 事務局</p>	<p>はい、ご苦労様でした。要はですね、これは農地利用集積円滑化事業の規程の変更でございますが、いわゆる農業委員会等に関する法律の改正に伴って名称が変わっただけで、内容は変わっていないという事でご理解いただければと云う風に思います。それでは皆さんの方からご意見を拝聴したいと思います、ご意見ございますか。よろしいですか、それではとりあえず採決を行います、本議案第 14 号、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 14 号「農地利用集積円滑化事業規程の決定について」は、原案どおり決定を致します。以上で議事を終結いたします。</p> <p>それでは 4 番報告事項に入ります。4 番報告事項、それでは説明をお願いいたします。</p> <p>報告事項 第 1 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 16 号に規定する中継施設等を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>資料は 9-1 頁から 9-7 頁</p> <p>番号 1 届出人 広島市中区 (株)●●、土地の所在 大字 宇野——、地目は台帳・現況とも畑、面積は、520 m²の内 68 m²でございます。無線通信用電波塔の鉄塔です。携帯電話無線基地局新設工事で、工期は H29. 7. 3 から 8. 31 までです。位置的には、はわい道の駅の下、横断している農道の宇野側の出入り口付近という場所でございます。</p> <p>これは誰の畑かなあ。</p> <p>誰の畑かは、調べておりません。</p> <p>大体こういう場合は地主の名前は出ないのかな？</p> <p>出ませんね。調べておけば良いのかも知れませんが、基本的に、法的に許可を要しない転用なものですから。そこまでは掘り下げておりません。</p> <p>近くに AU だったと思うけど、アンテナを建てた時は地主の名前が出てたけどもね。</p> <p>そうですね。届出する業者によって、名前付けたり付けなかったりという事になるかと思えます。山下職務代理がおっしゃられたのは、以前に宇野の地所ですけども宇谷の方に近い所の、高規格道路沿いの。あれは●●の工事で、この度のは●●という事になりまして。それぞれ申請を請け負っている業者によって、個人名を出す出さないというのがあるのかなと思っております</p>
--	--	---

	<p>中村委員 議長 中村委員 事務局 議長 中村委員 議長 事務局 議長 事務局 議長</p>	<p>が。事務局としては所有者の方までは深堀をさせてもらっておりません。 良いですか。 はい、中村委員どうぞ。 申し訳ないです。この通信基地というのは購入されるんですか、土地を。それとも賃貸のような格好で借りられるんですか？ まちまちだと思うんですけども。借りるケースもありますし、購入するケースもあるとしか言いようがないと思うんです。 今の説明で良いですか。 よう分からんというか。個人が売買する場合は必ず農業委員会にかかるんだけれども。その関係はどうなんですか。 昔は4条、5条で出よりました、こう云った類いのもの。しかし法律が変わりまして、一遍一遍許可しなくても良いようになった。それからもう一つあります。余談ですけども、公共事業等で一時転用する場合がありますね。ちょっと車の通り場所を作ったり。あれも申請は以前はしよりましたけども、今はしなくても良いと云う様な事で、法改正も。 ちょっと補足説明を。 どうぞ、補足説明を この度のが無線通信、電気通信事業ですね。大手で言いますとこの度は●●ですけども。それと●●と、それから●●が認定電気通信事業者。大概その3社の内どれかが工事をするという事になりますし、それから先月、先々月でしたか中国電力、送電線でも同じように工事が出てきたり、或いは高圧鉄塔を作ったりというのが出て参ります。そう云った事も法で許可不要という事で認められておりますし。先ほどちょっと会長がおっしゃられた工事関係。道路工事の関係とかというのが、法律ではなくて経営支援課の方でですね。話が出来上がって指示を受けている中には、工事を請け負う業者の現場事務所ですとか。それから一時的な資材置き場。皆さんにもご報告させていただいたことが何回かありますけども、公共事業に基づく請負業者の現場事務所等々の一時的な転用につきましては、届出で済ませて良いですよと云う様な形で、県の経営支援課の方から通知が出ているという事がございます。以上です。 ただこの事はですね、私どもも県の方に言っておりますけども、届出、報告をお願いしますと</p>
--	--	---

5 その他	<p>事務局 議長</p> <p>事務局</p> <p>議長 山下職務代理 議長</p>	<p>いう事は付け加えて通しております。ちょっと外れましたけども、もう一遍元に戻します。その他この件につきましてお尋ねございませんか。よろしいですか。これは報告事項でございますので、事務局長の専決により受理を致しております。ご承認をお願いしたい、ご了解をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは次に参ります。</p> <p>その他に入りますまでに、先月の宿題を報告させていただきたいです。</p> <p>はい、次に進みますまでに先月の委員会からの宿題がございますので、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>恐れ入りますが、写真図面の5頁目をご覧くださいませでしょうか。先月29年5月定例総会の報告事項第2号で、賃貸借の合意解約の報告がございました。田後の場所なんですけれども、田後——という土地でございますけれども。こちら地主さんも、それから小作人さんも県外の方だったので解約をしたという事で。その後どういう状態で今後どうなるだろうかという事で質問がございましたけれども、私の方が場所の状況をきちっと把握がし切れておりませんでしたので、宿題となっておりますところでございます。6頁目がこの間の総会の後早々に現地の写真を撮って来た訳なんですけれども。ご覧のとおり、ちょっと好ましくない状況でございます、何年も前からこういった状況となっております。で、その田んぼは実は入会田んぼになっておりまして、若干選を引いて無いところが残っておりますけれども。田後の方がご所有なんですけれども、農業を営める状況では無いと思われる方、具体的には地主さんのお名前、●●さんという事になっております。恐らくご主人の方はとうにお亡くなりになられての世帯かな、と云う風に思いまして。ま、こういった状況ですので、少なくともアパートとアパートの間でございますので、なかなか耕作される方と云うのは見つけられない状況ではあるんですが、苦情が出てくる様であれば何れにしましても地権者に対して、適正管理をしてくださいという様な指導通知は出す事になるのかなと云う風に思っております。そういった状況の場所でありましたという事をご報告させていただきました。以上でございました。</p> <p>質問した山下職務代理、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、それでは進行いたします。5番その他でございます。(1)平成29年7月定例総会の日</p>
-------	--	---

